

○ 土壤環境

1. 土壤汚染対策法に基づく報告等や区域指定の状況

「土壤汚染対策法」では、土壤汚染の状況を把握するための調査や、また汚染が判明した場合は、区域指定され、汚染によって人へ健康被害が生じないように汚染の除去等の措置を実施することなどについて定めている。

①土壤汚染対策法（以下「法」という。）の報告など届出件数

手続きの名称	関係法令	件数	備考
土壤汚染状況調査結果報告書	法第3条第1項	0	土地所有者等からの土壤汚染状況調査報告の届出
法第3条第1項ただし書の確認申請書	法第3条第1項	3	調査義務の一時的免除申請
土地利用状況報告書	市法施行細則第4条	24	法第3条第1項ただし書の確認を受けた者からの状況報告
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	法第4条第1項	16	3,000 m ² 以上又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900 m ² 以上の土地の形質の変更の届出
土地利用方法変更届出書	法第3条第5項	0	法第3条第1項ただし書の確認を受けた者が土地利用方法の変更をしようとするときの届出
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	法第12条第1、2、3項	0	形質変更時要届出区域において土地の形質の変更をしようとするときの届出

②法に基づく区域指定の状況

指定番号	要措置区域	形質変更時 要届出区域	指定日	解除日
形-1	無し	豊橋市前田南町二丁目19、20、21の各一部	平成25年3月18日	平成26年3月24日
形-2	無し	豊橋市白河町78番の一部	平成25年7月29日	平成26年1月14日
形-3	無し	豊橋市曙町字松並101番、101番2、101番3の各一部	平成27年5月25日	平成31年2月5日
形-4	無し	豊橋市原町字塘下1の一部	平成29年12月19日	平成30年3月9日

2. 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく報告

土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止に関する措置や土地の形質変更時の義務等について定めている。

①県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）に基づく報告など届出件数

手続きの名称	県条例	件数	備考
土壌汚染等調査結果報告書	第39条第2、3、4項 第39条の2第2項	1	
過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書	第39条の2第1項	16	3,000 m ² 以上又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900 m ² 以上の土地の形質の変更について、土地の利用履歴の調査結果を報告
土壌又は地下水の汚染の状況等の届出書	第45条第1項	0	応急措置報告
地下水の水質の測定に係る報告書	第40条第3項に準じ報告	21	地下水及び放流水の報告
措置完了報告書	第40条第4項	0	汚染の除去措置の完了報告